

# 聖心女子大学学則

## 第1章 目的

第1条 本学は、キリストの精神にもとづき、女子に高度の教養を授けるとともに、専門の学術を、教授研究し、豊かな見識とすぐれた人格をもって、社会と文化の発展に寄与する人物を育成することを目的とする。

2 各学科専攻の人物の育成及び教育研究上の目的については、別に定める。

### 第1章の2 自己点検・評価

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行うものとする。

2 本学の自己点検・評価については、別に定める。

## 第2章 組織

第2条 本学に、現代教養学部を置く。

現代教養学部は、次の学科を置く。

英語文化コミュニケーション学科、日本語日本文学科、史学科、人間関係学科、国際交流学科、哲学科、教育学科（教育学専攻、初等教育学専攻）、心理学科

第3条 現代教養学部の収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	2年次編入学定員	収容定員	
英語文化コミュニケーション学科	90名	6名	378名	
日本語日本文学科	45名	6名	198名	
史学科	55名	2名	226名	
人間関係学科	60名	2名	246名	
国際交流学科	65名	2名	266名	
哲学科	40名	4名	172名	
教育学科	教育学専攻	25名	4名	112名
	初等教育学専攻	50名	---	200名
心理学科	60名	4名	252名	
合計	490名	30名	2,050名	

第3条の2 本学の現代教養学部教育学科初等教育学専攻に小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士養成課程を置く。保育士養成課程に関しては別に定める。

第4条 本学に、大学院を置く。

大学院の学則は、別に定める。

第5条 本学に、キリスト教文化研究所を置く。

キリスト教文化研究所に関する規則は、別に定める。

第5条の2 本学に、心理教育相談所を置く。

心理教育相談所に関する規則は、別に定める。

第5条の3 本学に、グローバル共生研究所を置く。

グローバル共生研究所に関する規則は、別に定める。

第6条 本学に、図書館を置く。

図書館に関する規則は、別に定める。

第7条 本学に、学寮を置く。

学寮に関する規則は、別に定める。

第8条 本学に、事務組織を置く。

事務組織に関する規則は、別に定める。

第8条の2 第2条から第8条までに定める組織のほか、本学に次の組織を置くことができる。

(1) センター

(2) その他、第9条に規定する学長が特に必要と認める組織

2 前項の組織に関する規則は、別に定める。

### 第3章 職員組織

第9条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、並びに事務職員その他必要な職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

学長の選出については、別に定める。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

副学長については、別に定める。

4 本学に必要な応じ、学部長を置くことができる。

### 第4章 教授会

第10条 本学に、教授会を置く。

教授会は、学長、専任の教授、准教授並びに講師をもって組織する。

2 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に定めるもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項で、教授会が必要と認める事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

4 教授会の運営に関する規則は、別に定める。

### 第5章 学年、学期及び休業日

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 本学創立記念日（5月4日）
- (4) 夏期休業 7月21日から9月25日まで
- (5) 冬期休業 12月21日から翌年1月5日まで
- (6) 春期休業 3月16日から3月31日まで

必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

第14条 現代教養学部の修業年限は、4年とする。

第15条 在学年限は、8年を超えることができない。ただし、第21条第1項及び第2項の規定により入学した者は、同条第3項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第7章 入学、編入学、転入学、再入学、学士入学及び転科

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要がある場合は、第12条に規定する後期の始めを入学の時期とすることができる。

第17条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、又は文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第18条 本学に入学を志願する者は、入学願書その他別に定める書類に所定の入学検定料を添えて、所定の期日内に願出しなければならない。

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他別に定める書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対し入学を許可する。

第21条 本学編入学、転入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、相当年次への入学を許可することがある。ただし、転入学については、欠員のある場合に限る。

2 本学を退学した後に再入学を、また本学を卒業した後に学士入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、相当年次への入学を許可することがある。

3 第1項及び第2項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第22条 転科を願い出た者には、事情を考慮した上でこれを許可することがある。

2 転科に関する規則は、別に定める。

## 第8章 教育課程及び履修方法

第23条 本学の授業科目は、全学必修科目、総合現代教養科目、基礎課程科目及び専攻課程科目とする。

2 授業科目の名称及び単位数は、別表第1に定めるとおりとする。

3 履修方法に関する規則は、別に定める。

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じた時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、学修の成果を評価して単位を授与することができる。

第26条 本学の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて、編成するものとする。

第27条 学生は、在学中に別表第1に掲げた授業科目の中から、卒業に要する132単位以上を修得しなければならない。

2 単位取得の認定は、試験（論文、報告等を含む。）、平常の成績及び出席状況等を総合して決定する。なお、これらの細目については、別に定める履修要項によるものとする。

3 試験及び卒業論文の成績は、AA、A、B、C、Fの5段階とし、C以上を合格とする。

4 病気又は正当な理由により試験を受けることができなかつた者に対しては、願い出により追試験を行うことがある。

5 合格点を取得できなかった者に対しては、卒業年次に限り願い出により再試験を行うことがある。

6 第1項に規定する卒業に要する単位のうち、第24条第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第27条の2 教育職員免許法に定める教員免許状を取得しようとする者は、法定基準の定めるところにより、必要な専門科目等を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教員免許状並びにその免許教科の種類等は、別表第2のとおりである。

第27条の3 博物館法に定める博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、法定基準の定めるところにより、必要な専門科目等を修得しなければならない。

第27条の4 児童福祉法に定める保育士の資格を取得しようとする者は、法定基準の定めるところにより、必要な専門科目等を修得しなければならない。

第27条の5 本学に日本語教員課程を置く。

2 日本語教員課程を修了しようとする者は、別に定める履修要項により、課程の修了に必要な授業科目の単位を修得しなければならない。

3 日本語教員課程を修了した者には、卒業時に日本語教員課程修了証を授与する。

第27条の6 本学に次の副専攻コースを置く。

(1) 各専攻コースが開設する副専攻コース

(2) 学科横断的に開設される副専攻コース

2 副専攻コースを修了しようとする者は、別に定める履修要項により、各コースの修了に必要な授業科目の単位を修得しなければならない。

3 副専攻コースを修了した者には、卒業時に副専攻修了証を授与する。

第28条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学等において修得した単位等について本学における授業科目の履修により修得したものと認めることがある。

第28条の2 前項の規定により学生が履修し、修得した単位は、編入学及び学士入学の場合を除き、教授会の議を経て60単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位として認定することができる。

(1) 本学と国内外の他の大学との協定に基づき、当該大学において履修した授業科目の単位

(2) 前号のほか、本学が教育研究上有益であると認める外国の大学において履修した授業科目又は単位認定プログラムの単位

(3) 本学の第1年次に入学した学生が、本学に入学する前に他の大学（短期大学及び専門学校を含む）において履修した授業科目の単位

(4) 文部科学省が別に定める技能審査等における成果に係る学修で、本学が大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

## 第9章 休学、復学、留学、転学及び退学

第29条 病気その他やむを得ない理由により休学を希望する者は、所定の様式による休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。休学の時期は、前期中に休学を願い出た者について

ては後期から、後期中に休学を願い出た者については次の年度の前期からの休学が認められる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

第30条 休学期間は、1年又は半年とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

第31条 休学中の者が復学を希望するときは、所定の様式による復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。復学の時期は、前期中に復学を願い出た者については後期から、後期中に復学を願い出た者については次の年度の前期からの復学が認められる。

第32条 外国の大学に留学しようとする者は、所定の手続きを経て、学長の許可を得なければならない。

2 留学に関する規則は、別に定める。

第33条 他の大学への転学を希望する者は、所定の様式による退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第34条 退学を希望する者は、所定の様式による退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。退学の時期は、原則として前期末又は学年末とする。

第35条 次の各号の1に該当する者について学長は、前条に定める退学願の提出を待たず、教授会の議を経て、退学させることができる。

(1) 第15条に定める在学年限を超えた者

(2) 第30条第2項に定める休学期間に達しても、なお修学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者

2 第1項第3号により退学を命じられた者が、再入学を希望するときは、滞納授業料等を納付することにより再入学を志願することができる。

## 第10章 卒業の認定並びに学士の学位の授与

第36条 本学に、4年（第21条第1項及び第2項の規定により入学した者については、同条第3項により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目の履修並びに単位数を取得し、かつ卒業論文の審査に合格した者に対し、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

第37条 削除

## 第11章 学生納付金

第38条 本学の授業料、施設設備費及び諸費（以下「授業料等」という。）並びに入学金については、別表第3に定めるとおりとする。

第39条 授業料等は、年額を所定の期間に納付するものとする。ただし、第12条に規定する前期及び後期の2期に分けてそれぞれの所定の期間に納付することもできる。この場合の各期の納付金額は年額の2分の1とする。

第40条 休学期間中については、その学期に対応する授業料等の2分の1を納付するものとす

る。納付の時期は第39条に準ずる。

第41条 削除

第42条 停学期間中の授業料等は、これを徴収する。

第43条 やむを得ない事情があると認められた者に対し、授業料等の全部もしくは、一部を免除することがある。

第44条 科目等履修生及び研究生の検定料、科目等履修料、研究料については、別に定める。

第45条 既納の授業料等は、原則として返付しない。ただし、前期中の退学が許可された場合に限り、年額の2分の1を減額する。

第46条 学生は、在学中に学生納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第47条 本章に規定するもののほか、学生納付金に関する事項は、別に定める規則によるものとする。

## 第12章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

第48条 本学の授業科目のうち又は数科目を選んで科目履修を志願する者があるときは、一般の授業及び研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

第49条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、一般の授業及び研究に支障のない場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

第50条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第51条 科目等履修生、研究生、外国人留学生に関する規則は、別に定める。

## 第13章 奨学生制度

第52条 本学に、奨学金による奨学生制度を置く。

奨学生の種別、員数、その選考等については、別に定める。

## 第14章 賞罰

第53条 本学学生にして特に表彰に価する行為をした者に対し、学長は、教授会の議を経て表彰することがある。

第54条 本学の教育方針に背き、本学の規則に違反し、又は、学生としての本分に反する行為をした者に対し、学長は懲戒する。

2 前項の懲戒の種別は、退学、停学並びに訓告とする。なお、停学期間は、第15条及び第36条の在学期間には算入しない。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 4 学長は、第1項に定める懲戒を行うに当たり、意見を聴くため、学生懲戒委員会を置く。
- 5 学生懲戒委員会については、別に定める。

#### 第15章 公開講座、各種講習会

第55条 本学には、公開講座並びに各種講習会を開設することができる。

##### 附 則

- この学則は、昭和23年4月1日から施行する。  
この学則は、昭和26年4月1日から施行する。  
この学則は、昭和32年4月1日から施行する。  
この学則は、昭和41年4月1日から施行する。  
この学則は、昭和48年9月20日から施行する。  
この学則は、昭和49年2月25日から施行する。  
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。  
この学則は、昭和55年8月1日から施行する。  
この学則は、昭和56年4月1日から施行する。  
この学則は、平成2年4月1日から施行する。

##### 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。  
(従前の高等学校社会一種免許状の経過措置)
- 2 平成2年3月31日の在籍者及びこの附則施行日以降の聴講生は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、高等学校社会一種免許状については、なお従前の例による。

##### 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。  
(文学部国語国文学科の存続に関する経過措置)
- 2 文学部国語国文学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

##### 附 則

- この学則は、平成4年2月1日から施行する。  
この学則は、平成4年4月1日から施行する。  
この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成5年3月31日に在籍する者は、単位修得に関する改正規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

##### 附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。  
この学則は、平成7年4月1日から施行する。  
この学則は、平成7年6月20日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

この学則は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年6月11日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月31日に在籍する者については、改正後の第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年11月21日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第2条、第3条、別表第1及び別表第2の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者について、平成20年4月1日から適用する。

3 前項の規定は、適用日以後に、第2年次に転科、編入学及び再入学した者について準用する。

4 施行日の前日までに入学した者及び適用日の前日において外国語外国文学科に在籍する者については、なお従前の規定により、外国語外国文学科は、当該学科に在籍する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第27条第4項の規定は、平成15年4月1日以後に在籍する者（同日以後に在籍していた者を含む。）について適用し、平成15年3月31日以前に在籍しなくなった者については、同規定にかかわらず、なお従前の例（「秀、優、良、可、不可」の表記）による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日に在籍する者並びに平成24年4月1日に2年次に編入学する者については、改正後の第23条及び第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項による改正後の第2条、第3条及び別表第1の規定は、平成26年4月1日以後に第1年次に入学する者について適用する。
- 3 前項の規定は、平成27年4月1日以後に、次のとおり第2年次以上の年次に編入学又は再入学した者について準用する。

第2年次 平成27年4月1日以後

第3年次 平成28年4月1日以後

第4年次 平成29年4月1日以後

- 4 平成26年3月31日において第1年次に在籍する者については、なお従前の規定による。
- 5 平成26年3月31日において歴史社会学科に在籍する者については、なお従前の規定による。平成26年4月1日から募集を停止する歴史社会学科は、当該学科に在籍する者の卒業（退学を含む。）を待って廃止する。
- 6 平成26年3月31日において教育学科教育・心理学専攻に在籍する者については、なお従前の規定による。
- 7 改正後の第3条の規定にかかわらず、平成26年度から平成28年度までの各学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
英語英文学科	90	6	378	90	6	378	90	6	378
日本語日本文学科	45	6	198	45	6	198	45	6	198
哲学科	40	4	172	40	4	172	40	4	172
歴史社会学科	-	6	528	-	-	352	-	-	176
教育学科 教育・心理学専攻	-	8	279	-	-	186	-	-	93
教育学科 初等教育学専攻	40	-	100	40	-	120	40	-	140
教育学科 教育学専攻	25	-	25	25	4	54	25	4	83
史学科	55	-	55	55	2	112	55	2	169
人間関係学科	55	-	55	55	2	112	55	2	169
国際交流学科	60	-	60	60	2	122	60	2	184
心理学科	55	-	55	55	4	114	55	4	173
合 計	465	30	1905	465	30	1920	465	30	1935

(履修方法に関する経過措置)

- 8 平成26年3月31日に在籍する者並びに平成26年4月1日に2年次に編入学する者については、改正後の第24条及び第27条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成28年度以前入学者においては、前項による改正後の第38条及び別表第3の規定にかかわらず、従前の例によることとするが、改正後の特別費及び諸費については統合し、従前の額の合計に20,000円を加えた額をもって諸費とする。これにより平成29年度以降の授業料等(年額)は次のとおりとなる。

[単位：円]

授業料	650,000
施設設備費	200,000
諸費	140,000
計	990,000

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条の規定は、平成30年4月1日以後に第1年次に入学する者について適用する。
- 改正後の第3条の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までの各学科の入学定

員及び収容定員は、次のとおりとする。

- 4 平成30年3月31日に在籍する者並びに平成30年4月1日に2年次に編入学する者については、改正後の第3条の2及び第27条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

	平成30年度			平成31年度			平成32年度		
	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
英語英文学科	90	6	378	90	6	378	90	6	378
日本語日本文学科	45	6	198	45	6	198	45	6	198
史学科	55	2	226	55	2	226	55	2	226
人間関係学科	60	2	231	60	2	236	60	2	241
国際交流学科	65	2	251	65	2	256	65	2	261
哲学科	40	4	172	40	4	172	40	4	172
教育学科 教育学専攻	25	4	112	25	4	112	25	4	112
教育学科 初等教育学専攻	50	-	170	50	-	180	50	-	190
心理学科	60	4	237	60	4	242	60	4	247
合 計	490	30	1975	490	30	2000	490	30	2025

附 則

(施行期日)

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 前項による改正後の第2条、第3条、第14条及び別表第1、別表第2の規定は、平成31年4月1日以後に第1年次に入学する者について適用する。
- 前項の規定は、平成32年4月1日以後に編入学する者について準用する。
- 第2項の規定は、平成31年4月1日以後に再入学する者について準用する。
- 平成31年3月31日において本学に在籍する者については、なお従前の規定による。
- 平成31年4月1日に編入学する者については、なお従前の規定による。
- 文学部は、当該学部中に在籍する者が、当該学部中に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。また、英語英文学科は、当該学科中に在籍する者が、当該学科中に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月13日教授会了承)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月6日教授会了承)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。